

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 8月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋6階ドライヤーセパレータピットプラグ吊り具点検において、当該吊り具の操作用空気ラインに設置されている弁より空気の漏えいが認められたため、当該弁を交換。	GⅢ	
2	1号機	原子炉機器点検における作業台車点検において、走行用モーターベース部に割れ(ひび)が認められたため、当該作業台車走行用モーターベース部を補修。	GⅢ	
3	1号機	原子炉圧力容器ヘッドボルト自動着脱機点検において、現場操作箱の照光式操作スイッチ(3箇所)に損傷が認められたため、当該操作スイッチを交換。	対象外	H26.7.9再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外
4	1号機	原子炉圧力容器ヘッドボルト自動着脱機点検において、仮置き架台ボルト及び仮置き架台蝶番部ピンに変形が認められたため、当該ボルト及びピンを修理。	対象外	H26.7.9再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外
5	2号機	現場パトロールにおいて、格納容器内雰囲気モニタ(B)凍結防止ヒータ温度計(原子炉格納容器側)の指示不良(指示高め)が認められたため、当該温度指示スイッチを点検。	GⅢ	
6	3・4号廃棄物処理設備	灰ドラム取扱用クレーン点検において、貯蔵側のレール連結部接続不良が認められたため、当該レールを点検・修理。	GⅢ	